

四日市市告示第 510 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 9月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	東垂坂1号線	東垂坂町136	4.0~12.2	46.4	延長を変更する 区域を変更する 幅員を変更する
		東垂坂町100	4.5~9.3	579.0	
		東垂坂町136 東垂坂町100-1	4.0~12.2	625.4	